＜県営住宅指定管理者　連絡先 一覧＞

1．㈱ 東急コミュニティー 各サービスセンター　【受付時間　平日8時30分～19時00分】

団地がある市町	照会先・提出先のサービスセンター
横浜市【西区、神奈川区、港北区、保土ケ谷区】	横浜平沼橋サービスセンター TEL(045)324-6556 FAX(045)324-6557 〒220-0004 横浜市西区北幸二丁目10番36号KDX横浜西口ビル７階
横浜市【旭区、緑区、瀬谷区】	希望ヶ丘サービスセンター TEL(045)360-0280 FAX(045)360-0281 〒241-0826 横浜市旭区東希望が丘100-19　加瀬ビル191　501号室
横浜市【磯子区、金沢区の一部(室の木ハイムを除く)戸塚区、港南区、栄区】、鎌倉市	弘明寺サービスセンター TEL(045)730-5070 FAX(045)730-5071 〒232-0063 横浜市南区中里1-12-23 東横ビル3階
横浜市泉区、藤沢市の一部(グリーンヒル湘南、富士見台ハイツ、高松ハイツ、滝の上ハイツ、サンハイツ渋谷、亀井野団地、善行唐池ハイツ、菖蒲沢団地に限る。)、大和市	長後サービスセンター TEL(0466)41-0370 FAX(0466)41-0371 〒252-0807 藤沢市下土棚467-13 ヌーヴェルレジデンス1階
厚木市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、秦野市、寒川町	本厚木サービスセンター TEL(046)297-0112 FAX(046)297-0113 〒243-0018 厚木市中町1-8-7 CSEパレス3階
藤沢市の一部(鵠沼団地、藤沢西部団地、藤沢駒寄ハイツ、藤沢大庭団地、石川ハイツに限る。)、茅ヶ崎市、平塚市、二宮町、小田原市、山北町	平塚県営サービスセンター TEL(0463)20-5653 FAX(0463)20-5654 〒254-0043 平塚市紅谷町12-26 松口イヤルビル7階
川崎市	川崎サービスセンター TEL(044)511-9529 FAX(044)522-9405 〒212-0007 川崎市幸区河原町1　河原町団地12号棟1階
相模原市、座間市、愛川町	相模原サービスセンター TEL(046)256-1560 FAX(046)254-0967 〒252-0011 座間市相武台1-35-7 第26菊地ビル502
横須賀市、横浜市金沢区の一部(室の木ハイムのみ)、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀サービスセンター TEL(046)833-7361 FAX(046)834-2281 〒239-0807 横須賀市根岸町3-11-8 グランドメゾン北久里浜1階
サービスセンターの受付時間外は、自動的に東急コミュニティーのコールセンターに転送されます。	

2．統括センター　TEL：(045)324-6577

※サービスセンターで解決することができなかった入居者等からの要望・苦情・相談に対応

神奈川県　暮らしと住まいの情報誌
令和8年12月
けんえいじゅうたく〈第31号〉
編集・発行：神奈川県住宅営繕事務所　〒231－0021　横浜市中区日本大通33番地
インターネット・ホームページアドレス　https://www.pref.kanagawa.jp/div/1919/

住まいのルール～県営住宅での快適な生活をめざして～

県営住宅は、皆様方の生活の場で共同住宅でもあります。
共同住宅では、最低限のルールとして「他人に迷惑をかけない」を心がけて、快適な生活を送りましょう。

なお、入居時に配布した「住まいのマニュアル」を改定しましたので、お知らせします。
詳しくは、県ホームページをご覧ください。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022/p28455.html#manu
県営住宅住まいのルール　検索

ルールその１　犬・猫などを飼育することや、持ち込むことはできません。



・県営住宅条例で、動物の持込みや飼育、餌付けは迷惑行為として禁止されています。

ルールその２　生活騒音に注意しましょう。

・団地での生活は、壁・床ひとつで隣、上下階と接しているため、知らぬ間に迷惑をかけていることがあります。生活騒音は最低限に抑え、トラブル防止に努めましょう。
　フローリングの床は、音や振動が伝わりやすいので気を付けましょう。

ルールその３　違法・迷惑駐車は絶対にやめましょう。





・団地内の通路は駐車場ではありません。通行の迷惑となるだけではなく、火災発生時の消防車や救急車の進入の障害等、大きな問題を引き起こすもととなりますので、団地内駐車場や民間駐車場を利用しましょう。

ルールその４　共用部への私物の放置はやめましょう。

・通行の妨げになるなど他人への迷惑となるほか、災害発生時の避難、消防、救護活動の妨げになりますので、共用部には私物をおかないようにしましょう。

ルールその５　言葉や生活習慣の違いについて、お互いに理解し合いましょう。

・言葉や生活習慣の違いによるトラブルをなくすためには、お互いに理解し合うことが大切です。

ルールその６　自治会活動に参加しましょう。

・秩序ある住みよい団地をつくり、明るく楽しい生活を営んでいただくために、入居者の皆様の組織としての自治会に加入し、自治会活動に必ず参加するよう、ご協力ください。
・共益費は共用部分の電気代など施設の維持管理に必要な費用です。
　共益費の支払いは、自治会加入の有無にかかわらず入居者の皆様の義務です。
必ずお支払いください。

ルールその７　結露・カビの発生を予防しましょう。



・換気や室内の清掃を心がけ、結露・カビの発生を予防しましょう。

寒い時期も「換気」と「通風」

冬は火災が発生しやすい季節です!!

タバコの不始末、料理中の出火、ストーブの転倒などには十分注意しましょう。
火事を見たら、あわてず早く知らせる　　火災予防にご協力ください。
なお、家財の火災保険については入居者の皆様が各自の判断で加入することになっています。

改めてのお知らせです

1.県営住宅を管理する仕組みについて

県営住宅の管理は、指定管理者である（株）東急コミュニティーが担っています。

手続きや住宅の使用等についてご不明点やご質問などがありましたら、お住まいのエリアを管轄する指定管理者のサービスセンター（P.４参照）にお問合せください。

2.水道メーターの盗難にご注意ください

- 県営住宅で水道メーターの盗難が発生しています。
  水道メーターは、住宅に引き込んでいる水道管の一部となっているため、水道メーターを取り外すと水が出なくなります。
- 水道メーター付近をのぞき込むなど、不審な行動をしている人を見かけた場合は、無理に声をかけたり近づいたりせず、警察へ通報してください。
  また、あわせて指定管理者・県住宅営繕事務所へ連絡をお願いします。
  県営住宅にお住まいの皆様の安全と被害防止のため、ご協力をお願いします。



3.モバイルバッテリーによる火災にご注意ください

- スマートフォンなどで使用されるモバイルバッテリーは、経年劣化や誤った使用方法により、火災の原因となる可能性があります。県営住宅でもモバイルバッテリーによる火災が発生した事があります。
- 集合住宅である県営住宅にお住まいの皆様が、安全に、安心して暮らせるように、ひとりひとりがモバイルバッテリーの正しい利用と管理に努めてください。

- **県による共益費の徴収制度について**

制度の利用を希望する団地では、入居者の皆様から共益費のうち、共用部分の電気・ガス・水道等料金を県で徴収し、電力会社等に支払う制度を実施しています。詳細については、ＵＲＬ又は、二次元コードからご確認ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022/p100999.html

アスベストの使用状況

令和８年４月１日現在、千丸台アパート（1～５号棟）、久末アパート（12号棟）、及び鶴ケ丘アパート（１～３号棟）・テラスでは住居内の天井等に、河原町高層アパート（4,6,8号棟）では共用通路の天井等に、アスベストを含有する建築材料が吹き付けられていることを確認していますが、除去や囲い込み等の対策工事を実施済みです。また、令和２年度及び令和５年度に一斉点検を行いアスベストの飛散は無いことを確認しました。

このほか、古い県営住宅では、ベランダの隣室境のボード等にアスベストを含有する場合もありますが、通常の使用においては支障ありません。

アスベストに関してご心配な点がございましたら、県住宅営繕事務所までご相談ください。

＜注＞アスベスト（石綿）が要因となって、悪性中皮腫などを引き起こすことがあります。

こんなときは指定管理者の各サービスセンターへお早めにご相談ください！

手続が必要な事由	提出の期限	提出書類
○名義人が死亡したとき ○名義人が退去したとき（離婚など）	30日以内	承継承認申請書
○子どもが生まれたとき ○名義人以外の者が死亡または転居したとき	15日以内	世帯異動届
○婚姻したとき ○親・兄弟姉妹・子どもと同居することになったとき	随時	同居承認申請書
○退職・転職等により収入が変動したとき	随時	収入認定更正（変更）申立書
○引越しが決まったとき	15日前まで	県営住宅明渡届・敷金還付請求書
○県営住宅を引き続き15日以上使用しないとき	使用しないこととなる日の前日まで	県営住宅不使用届出書
○県営住宅駐車場を明け渡すとき	15日前まで	県営住宅駐車場明渡届・保証金還付請求書

＊各種手続をすることにより、家賃の変更がある場合があります。

※サービスセンターの連絡先は、4ページをご覧ください。

家賃は“必ず”納入期限までに納めましょう！

修繕などの維持管理費用は、皆様の家賃が財源となっています。

●毎月の納入期限は、その月の末日です。
末日が土･日･祝日の場合は、金融機関の翌営業日です。

●家賃の納入は口座引き落としを利用しましょう。
一度手続をすると、毎月自動的に振り替えますので安心で便利です。
手続のお問合せは、指定管理者まで。

●家賃滞納があると、名義人だけでなく連帯保証人にも請求することがあります。
また、減免を取り消すことがあります。

●悪質な家賃滞納者は、退去していただきます。

収入申告書は、必ず提出してください。

県営住宅の家賃は、世帯収入に応じて算定されます。
収入を申告されない場合は、周辺の民間住宅と同程度の家賃になりますので、必ず申告してください。
退職などにより収入が著しく減った場合、家賃が下がる場合もあります。

世帯全員分のマイナンバーを事前に届け出ていただくことにより、収入申告時の所得証明の添付が省略できる場合があります。

家賃等には減免制度があります。

入居世帯の収入月額が８万円以下の方、または障害者・高齢者・母子父子家庭等に該当する方は、申請により家賃の減免を受けることができる場合があります。
また、駐車場の使用料は、歩行困難など一定の条件に当てはまる場合は、申請により減免を受けることができます。

退去時には修繕が義務付けられています

県営住宅を退去する場合、**入居期間、汚れ、破損の程度にかかわらず、**次の入居者負担修繕部分については、入居者において修繕を行った後、明渡しをしていただきます。

入居者負担修繕部分

○畳の表替え　○ふすま、障子の張替え　○破損ガラスの取替えなど
また、風呂釜、換気扇等入居者が設置した物の撤去・原状回復や、
故意・過失により汚破損した物の清掃・修繕も入居者の負担となります。
※詳細は指定管理者にお問い合わせください。

これらの修繕に当たっては、明渡しを行う入居者と施工業者との間で直接契約を結んでいただきます。
修繕費用は直接施工業者にお支払いください。
手続きについては、お住まいの団地の指定管理者のサービスセンターにお問い合わせください。
（連絡先は4ページをご覧ください。）